

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年11月7日
【四半期会計期間】	第50期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
【会社名】	株式会社アーク
【英訳名】	ARRK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金 太浩
【本店の所在の場所】	大阪府中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06（6260）1801（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 門 紀彦
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06（6260）1040
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 門 紀彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 第2四半期連結 累計期間	第50期 第2四半期連結 累計期間	第49期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	21,296	21,082	43,400
経常利益 (百万円)	328	295	1,672
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失() (百万円)	69	241	1,359
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,279	703	223
純資産額 (百万円)	25,689	28,901	28,192
総資産額 (百万円)	35,675	44,099	42,944
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当たり四半 期純損失金額() (円)	0.19	0.68	3.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	0.60	3.37
自己資本比率 (%)	72.0	65.5	65.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	538	752	2,332
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,953	921	2,604
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	25	802	2,558
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	7,443	12,223	11,477

回次	第49期 第2四半期連結 会計期間	第50期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	0.99	1.96

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は、含まれておりません。

3. 第49期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、自己株式数には株式給付信託が保有する当社株式を加算しております。(第49期第2四半期連結累計期間1,656,869株、第50期第2四半期連結累計期間1,631,487株、第49期1,653,515株)

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動也没有ありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の経済情勢を見ますと、欧米では、雇用環境の改善と個人消費の回復が続いたこともあり景気は回復基調を辿りました。国内では、景気回復は力強さを欠きながらも緩やかに持ち直しました。新興国においても、東南アジアなどにおいて内需や輸出が好調に推移するなど、景気は総じて底堅く推移しました。

このような状況のもと、当社の欧州地域における事業は全般的に好調に推移しましたが、国内オートモーティブ事業において主要顧客の開発投資が延期されたことや、ドイツにおけるエンジニアリング事業の収益悪化により、当第2四半期連結累計期間における売上高は21,082百万円（前年同期比1.0%減）、営業利益は323百万円（前年同期比52.6%減）となりました。また、営業外損益において、為替差損28百万円（前年同期は為替差損319百万円）を計上したことにより、経常利益は295百万円（前年同期比9.8%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は241百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失69百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

オートモーティブ事業

海外では、欧州の金型、小ロット生産が引き続き好調を維持し、アジアのタイでは試作事業を中心に堅調に推移いたしました。一方、国内では主要顧客向けの売上が下期にずれ込みました。これらの結果、売上高は11,272百万円（前年同期比1.4%減）、営業利益は793百万円（前年同期比5.2%減）となりました。

エンジニアリング事業

海外では、ドイツ派遣法運用の変更により市場環境が変化、一過性の費用が増加したことに加え、欧州大手自動車メーカーの不正問題により市場が大幅に縮小し、過度な価格競争で収益が悪化いたしました。一方、国内においては、解析エンジニアリング事業の顧客への浸透により、受注量は順調に増加しております。これらの結果、売上高は5,170百万円（前年同期比1.7%増）、営業損失は397百万円（前年同期は営業損失46百万円）となりました。

コンシューマー事業

国内では、民生分野での試作事業が、海外では欧州の試作事業が堅調に推移いたしましたが、米国、台湾の金型、小ロット生産が低調に推移いたしました。これらの結果、売上高は5,389百万円（前年同期比2.7%減）、営業利益は394百万円（前年同期比16.9%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して745百万円増加し、12,223百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。なお、現金及び現金同等物に係る換算差額により、資金が111百万円増加しております。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は752百万円（前年同期は538百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益が319百万円、減価償却費が816百万円、売上債権の減少額が366百万円あったこと等により資金が増加したのに対して、たな卸資産の増加額が185百万円、仕入債務の減少額が346百万円、その他の流動負債の減少額が236百万円あったこと等により資金が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は921百万円（前年同期は1,953百万円の支出）となりました。これは主に定期預金の預入による支出が212百万円、有形固定資産の取得による支出が648百万円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は802百万円（前年同期は25百万円の支出）となりました。これは主にファイナンス・リース債務の返済による支出が70百万円、長期借入金の返済による支出が225百万円、社債の償還による支出が142百万円あったものの、短期借入金の増加額が189百万円、長期借入による収入が1,049百万円あったことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、65百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	900,000,000
B種優先株式	50,000,000
計	1,000,000,000

（注）定款において種類別の発行可能株式総数は普通株式は900,000,000株、B種優先株式は50,000,000株と定めております。但し、発行可能株式総数と種類別の発行可能株式総数の合計との一致については会社法上要求されていないため、発行可能株式総数は1,000,000,000株と定めております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成29年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成29年11月7日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	338,657,431	338,657,431	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数100株
B種優先株式	23,704,319	23,704,319	非上場	単元株式数100株 （注1）（注2）
計	362,361,750	362,361,750	-	-

（注）1．B種優先株式は、現物出資（債務の株式化 10,311百万円）によって発行されたものであります。

(注) 2. B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

B種優先株式に係る剰余金の配当については、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、B種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

(2) 優先順位

普通株式及びB種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を支払う。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。B種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(5) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

B種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するB種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

B種優先株式の払込期日の5年後の応当日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)以降とする。ただし、(7)に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るB種優先株式取得日を定めた場合、当社がB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式取得日を通知又は公告した日からB種優先株式取得日までの間、B種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記及びに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。

なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}} \end{aligned}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

ロ．上記イに掲げた事由によるほか、下記１．又は２．のいずれかに該当する場合には、当社はＢ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

１．合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

２．前１．のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

ハ．取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

ニ．取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

ホ．取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪府中央区伏見町三丁目６番３号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、Ｂ種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「Ｂ種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるＢ種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をＢ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ｂ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、Ｂ種優先株式の取得と引換えに、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、Ｂ種優先株式の払込期日の１年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「Ｂ種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、Ｂ種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるＢ種優先株式を取得するのと引換えに、かかるＢ種優先株式の数にＢ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、Ｂ種優先株式一斉転換日における取得価額（(6) に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式をＢ種優先株主に対して交付するものとする。Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びＢ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びＢ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10)法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11)譲渡制限

譲渡によるＢ種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年 7 月 1 日 ~ 平成29年 9 月30日	-	362,361	-	2,000	-	-

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
OPI・11株式会社	東京都港区浜松町二丁目4 - 1	270,555	74.66
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5 - 5	12,315	3.40
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7 - 1	11,588	3.20
株式会社アーク	大阪府大阪市中央区南本町二丁目2 - 9	4,743	1.31
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8 - 12	1,602	0.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8 - 11	1,572	0.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11 - 3	1,184	0.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海一丁目8 - 11	1,060	0.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8 - 11	987	0.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8 - 11	790	0.22
計	-	306,401	84.56

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の所有株式(1,602千株)は、「株式給付信託」制度にかかる当社株式であります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
OPI・11株式会社	東京都港区浜松町二丁目4-1	2,705,558	81.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8-11	15,724	0.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	11,848	0.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海一丁目8-11	10,608	0.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8-11	9,873	0.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	7,901	0.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8-11	6,351	0.19
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	RUE MONTOYERSTRATT 46,1000 BRUSSELS BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7-1)	6,097	0.18
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5-5	6,000	0.18
左近 哲也	大阪府泉佐野市	5,000	0.15
計	-	2,784,960	83.81

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する議決権16,020個は、「株式給付信託」制度にかかる議決権であるため、当該議決権数を控除して総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合を計算しております。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	B種優先株式 23,704,200	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 4,743,800	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 333,907,800	3,339,078	-
単元未満株式	普通株式 5,831 B種優先株式 119	-	-
発行済株式総数	362,361,750	-	-
総株主の議決権	-	3,339,078	-

- (注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式600株（議決権の数6個）が含まれております。
2. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、株式給付信託の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式1,602,000株（議決権16,020個）が含まれております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有している当社株式は、連結財務諸表において自己株式として表示しております。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社アーク	大阪市中央区南本町二丁目2番9号	4,743,800	-	4,743,800	1.31
計	-	4,743,800	-	4,743,800	1.31

(注) 上記のほか、株式給付信託の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有している当社株式1,602,000株を、連結財務諸表において自己株式として表示しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,866	12,841
受取手形及び売掛金	11,676	12,094
電子記録債権	1,117	849
商品及び製品	273	292
仕掛品	479	727
原材料及び貯蔵品	766	729
繰延税金資産	539	657
その他	2,041	1,779
貸倒引当金	220	180
流動資産合計	28,538	29,791
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,828	8,098
減価償却累計額	3,976	4,247
建物及び構築物（純額）	3,851	3,850
機械装置及び運搬具	10,655	10,981
減価償却累計額	6,248	6,645
機械装置及び運搬具（純額）	4,407	4,335
工具、器具及び備品	3,228	3,539
減価償却累計額	2,272	2,479
工具、器具及び備品（純額）	956	1,059
土地	2,527	2,526
建設仮勘定	138	69
有形固定資産合計	11,881	11,841
無形固定資産		
のれん	924	874
その他	668	597
無形固定資産合計	1,593	1,471
投資その他の資産		
投資有価証券	339	381
繰延税金資産	14	15
その他	490	518
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	844	914
固定資産合計	14,319	14,227
繰延資産		
社債発行費	87	81
繰延資産合計	87	81
資産合計	42,944	44,099

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,481	3,229
短期借入金	-	199
1年内償還予定の社債	284	284
1年内返済予定の長期借入金	325	431
リース債務	136	102
未払金	893	761
未払法人税等	193	184
未払費用	834	962
前受金	2,172	1,837
繰延税金負債	14	9
賞与引当金	832	720
その他の引当金	31	24
その他	968	1,202
流動負債合計	10,168	9,950
固定負債		
社債	1,716	1,574
長期借入金	684	1,525
リース債務	481	448
繰延税金負債	1,214	1,223
再評価に係る繰延税金負債	12	12
株式給付引当金	11	5
その他の引当金	49	51
退職給付に係る負債	322	332
その他	91	73
固定負債合計	4,583	5,248
負債合計	14,752	15,198
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	11,658	11,658
利益剰余金	15,485	15,727
自己株式	197	192
株主資本合計	28,947	29,194
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	79	105
土地再評価差額金	160	160
為替換算調整勘定	677	239
退職給付に係る調整累計額	3	1
その他の包括利益累計額合計	754	292
純資産合計	28,192	28,901
負債純資産合計	42,944	44,099

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	21,296	21,082
売上原価	16,529	16,715
売上総利益	4,767	4,366
販売費及び一般管理費	1 4,083	1 4,043
営業利益	683	323
営業外収益		
受取利息	16	14
持分法による投資利益	6	1
貸倒引当金戻入額	2	53
その他	37	27
営業外収益合計	62	96
営業外費用		
支払利息	12	23
社債発行費償却	-	6
為替差損	319	28
割増退職金	46	30
その他	39	35
営業外費用合計	418	124
経常利益	328	295
特別利益		
固定資産売却益	5	12
受取保険金	-	2 85
特別利益合計	5	97
特別損失		
固定資産除売却損	9	16
災害による損失	3 179	3 56
特別損失合計	188	73
税金等調整前四半期純利益	144	319
法人税、住民税及び事業税	230	188
法人税等調整額	16	110
法人税等合計	214	78
四半期純利益又は四半期純損失()	69	241
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	69	241

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	69	241
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	39	26
為替換算調整勘定	2,162	436
退職給付に係る調整額	-	1
持分法適用会社に対する持分相当額	7	0
その他の包括利益合計	2,209	462
四半期包括利益	2,279	703
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,279	703

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	144	319
減価償却費	761	816
のれん償却額	55	56
賞与引当金の増減額(は減少)	114	130
貸倒引当金の増減額(は減少)	3	45
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	33	2
受取利息及び受取配当金	19	19
支払利息	12	23
固定資産除売却損益(は益)	4	4
受取保険金	-	85
災害損失	179	56
売上債権の増減額(は増加)	257	366
たな卸資産の増減額(は増加)	414	185
仕入債務の増減額(は減少)	168	346
その他の流動資産の増減額(は増加)	304	425
その他の固定資産の増減額(は増加)	2	12
その他の流動負債の増減額(は減少)	316	236
その他の固定負債の増減額(は減少)	20	20
その他	191	13
小計	775	1,004
利息及び配当金の受取額	14	24
利息の支払額	2	23
保険金の受取額	-	85
災害損失の支払額	-	48
法人税等の還付額	46	48
法人税等の支払額	295	337
営業活動によるキャッシュ・フロー	538	752

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	326	212
定期預金の払戻による収入	158	-
関係会社株式の売却による収入	127	-
有形固定資産の取得による支出	1,782	648
有形固定資産の売却による収入	6	40
その他	137	101
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,953	921
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	90	189
ファイナンス・リース債務の返済による支出	68	70
長期借入れによる収入	-	1,049
長期借入金の返済による支出	47	225
社債の償還による支出	-	142
その他	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	25	802
現金及び現金同等物に係る換算差額	686	111
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,127	745
現金及び現金同等物の期首残高	9,571	11,477
現金及び現金同等物の四半期末残高	11,698	12,223

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

(1) 連結範囲の変更

当第2四半期連結累計期間の連結範囲の変更は増加1社であり、その内訳は次のとおりであります。

(新規設立により連結の範囲に含めた会社)

第1四半期連結会計期間・・・1社

米国オートモーティブアーク

(2) 変更後の連結子会社の数

20社

(追加情報)

株式報酬制度「株式給付信託」

当社は、当社の取締役及び執行役員に対する株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

本制度は、当社の取締役（執行役員を兼務する取締役に限り、社外取締役を除く。）及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、導入したものであります。

1. 取引の概要

本制度は、当社取締役会が定める執行役員株式給付規程に従い、業績達成度等に応じて、当社所定の基準によるポイントを付与し、執行役員の退任時に累積ポイントに応じた自社株式を株式給付信託を通じて交付するものです。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社株式を交付する取引に関する実務上の取り扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

2. 信託に残存する自社の株式

株式給付信託に残存する当社株式を、株式給付信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末において181百万円及び1,649,900株、当第2四半期連結会計期間末において176百万円、1,602,000株です。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
給料	1,565百万円	1,563百万円
賞与引当金繰入	172	155

2 受取保険金

平成28年6月5日に発生した当社子会社のShapers' フランスのAigrefeuille工場内の倉庫他における火災に伴って発生している損失に対する保険金の一部入金額であります。

3 災害による損失

平成28年6月5日に発生した当社子会社のShapers' フランスのAigrefeuille工場内の倉庫他における火災に伴って発生している損失であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	7,745百万円	12,841百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	302	618
現金及び現金同等物	7,443	12,223

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書計 上額(注)2
	オートモ ティブ事業	エンジニアリ ング事業	コンシュー マー事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,797	5,082	5,416	21,296	-	21,296
セグメント間の内部 売上高又は振替高	635	3	124	763	763	-
計	11,432	5,086	5,541	22,059	763	21,296
セグメント利益 又は損失()	837	46	337	1,128	444	683

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 444百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 446百万円、セグメント間取引消去による発生額1百万円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書計 上額(注)2
	オートモ ティブ事業	エンジニアリ ング事業	コンシュー マー事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,661	5,166	5,254	21,082	-	21,082
セグメント間の内部 売上高又は振替高	611	3	135	749	749	-
計	11,272	5,170	5,389	21,832	749	21,082
セグメント利益 又は損失()	793	397	394	790	466	323

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 466百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 472百万円、セグメント間取引消去による発生額5百万円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの区分方法の変更

当社グループの管理体制の見直しに伴い、第1四半期連結会計期間より「オートモティブ事業」の一部を「コンシューマー事業」に移管しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報につきましては、当該変更を反映したものを表示しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額 ()	0.19円	0.68円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額 () (百万円)	69	241
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額 () (百万円)	69	241
普通株式の期中平均株式数 (千株)	355,955	355,986
普通株式	332,251	332,282
普通株式と同等の株式	23,704	23,704
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	-	0.60
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	-	47,408
B 種優先株式	-	47,408

- (注) 1 . 前第 2 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。
- 2 . B 種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式として同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
- 3 . 株式給付信託が保有する当社株式を、「 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額」及び「潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(前第 2 四半期連結累計期間1,656,869株、当第 2 四半期連結累計期間1,631,487株)

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月6日

株式会社アーク

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 明 印
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 嶋 誠 一 郎 印
--------------------	-------------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーク及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- （注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。